

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	堺化学工業株式会社		コード	4078
提出日	2022/5/25	異動(予定)日	2022/6/28	
独立役員届出書の提出理由	①定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため ②「2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項」および「3. 独立役員の属性・選任理由の説明」に一部変更が生じたため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)														異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	伊藤 善計	社外取締役	○														○		有
2	和田 浩美	社外取締役	○														○		有
3	松田 充功	社外取締役	○														○	新任	有
4	関司 忠之	社外監査役	○								△								有
5	高松 輝也	社外監査役	○								△								有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	伊藤善計氏がアドバイザーを務める味の素株式会社と当社との間には特別な関係はありません。	当社はガバナンスの強化ならびに電子材料や化粧品など高品質・高収益事業の育成に注力しております。伊藤善計氏は、厳格な品質管理が求められる食品製造会社において、生産技術・品質管理に長年従事され、経営トップとして豊富な経営経験を有していることから、独立した立場での助言と監督を期待し、選任しております。また、同氏は、当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
2	和田浩美氏が顧問を務めるパナソニック株式会社は当社の取引先ですが、その取引金額は、当期において45百万円であり、特別な利害関係を生じさせる重要性はありません。また、同氏が社外取締役を務める株式会社今仙電機製作所と当社との間には特別な関係はありません。	当社はガバナンスの強化ならびにIT活用による業務効率化やダイバーシティの推進に取り組んでおります。和田浩美氏は、総合電機メーカーでソフトウェア開発や品質管理に従事し、開発センター所長を務めるなど経営経験も有していることから、当社が抱える経営課題への独立した立場での適切な助言と監督を期待し、選任しております。また、同氏は、当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
3	該当事項はありません。	当社はガバナンスの強化ならびに医薬品向け有機化学品など高品質・高収益事業の育成に注力しております。松田充功氏は、厳格な品質管理が求められる製薬会社において、CMC(Chemistry, Manufacturing and Control)マネジメントや組織マネジメントに長年従事し、豊富な経営経験を有していることから、独立した立場での助言と監督を期待し、選任しております。また、同氏は、当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定する予定です。
4	関司忠之氏は、当社の主要取引銀行である株式会社三菱UFJ銀行の業務執行者として勤務しておりましたが、2011年5月に同行を退職しており、同行の影響を受ける立場にはありません。また、同氏は、当社と取引関係のある三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の業務執行者として勤務しておりましたが、2016年6月に同社を退職しており、同社の影響を受ける立場にはありません。	関司忠之氏は財務および会計等について豊富な業務経験を有しており、また、人格面においても、取締役の業務執行の適法性を厳正に監査するのに相応しいと判断し、選任しております。また、同氏は、当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
5	高松輝也氏は、当社と取引関係のある三菱UFJ信託銀行株式会社の業務執行者として勤務しておりましたが、2012年2月より三菱UFJ代行業者株式会社(現 三菱UFJ信託銀行)に勤務しており、同社の影響を受ける立場にはありません。	高松輝也氏は財務および会計等について豊富な業務経験を有しており、また、人格面においても、取締役の業務執行の適法性を厳正に監査するのに相応しいと判断し、選任しております。また、同氏は、当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。